

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年5月9日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 専決

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」を「第5号の15様式又は第5号の15の2様式」に、「納入書によって」を「納入書により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改める。

第50条第1項中「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の

翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に、「第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を「第82条の規定の適用については」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に、「三輪」を「3輪」に、「第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を「第82条の規定の適用については」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める

附則第26条中「（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）」を「（令和2年法律第25号）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「新一部改正条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）

が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第2条の規定による改正前の境港市税条例の一部を改正する条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新一部改正条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 地方税法施行規則の改正に伴う様式の追加（第1条関係）

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正に伴い、給与所得に係る個人市民税、法人市民税及び市たばこ税の納付書について、電子納付に対応した様式を追加する。

### 2 個人市民税の課税の特例の改正（第2条中附則第8条及び附則第17条の2関係）

（1）肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度まで3年間延長

（2）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度まで3年間延長

### 3 軽自動車税環境性能割の特例措置の廃止（第2条中附則第15条の2及び附則第15条の6関係）

軽自動車税環境性能割の特例措置（※）終了に伴い当該規定を削除する。

（※）特例措置：消費税率引上げに伴う自動車の取得時の負担を軽減するため、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

### 4 軽自動車税種別割の特例措置の延長（第2条中附則第16条及び附則第16条の2関係）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない3輪以上の軽自動車税種別割の特例措置を延長する。

75%軽減及び50%軽減：令和8年度まで3年間延長

25%軽減：令和7年度まで2年間延長

### 5 法令の改正に伴う所要の整理（第2条中附則第10条、附則第10条の2、附則第10条の3及び附則第26条関係）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、同法の条項を引用している規定について、所要の整理を行う。

### 6 施行期日

令和5年4月1日

(参 考)

## 地方自治法（抜粋）

### （専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（以下省略）

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 5 月 9 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第22条の2中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第22条第1項の」を「第22条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 課税限度額の引き上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現 行	改正後	備 考
基礎課税分	65万円	65万円	据置き
後期高齢者支援分	<u>20万円</u>	<u>22万円</u>	2万円引上げ
介護分（40歳以上65歳未満のみ対象）	17万円	17万円	据置き
計	102万円	104万円	

### 2 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

#### (1) 5割軽減

[現 行] 43万円 + (28万5千円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

[改正後] 43万円 + (29万円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

※1被保険者数あたり5千円の上乗せとなる。

#### (2) 2割軽減

[現 行] 43万円 + (52万円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

[改正後] 43万円 + (53万5千円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

※1被保険者数あたり1万5千円の上乗せとなる。

### 3 施行期日

令和5年4月1日